タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年4月)

4月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業所在地	営業所名	営業所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	新篠津自動車工業株式会社（法人番号６４３０００１０４２８０２）　代表者高橋敬	北海道石狩郡新篠津村第４６線北１１番地	本社営業所	北海道石狩郡新篠津村第４６線北１１番地	R5.4.25	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４８条の４第１項　他６件	令和４年９月１日、長期未監査を端緒として監査を実施。７件の違反が認められた。（１）運行管理者の選任解任届出義務違反（道路運送法第２３条第３項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２５条第３項、第４項）、（３）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（運輸規則第４５条）、（５）点検整備等記録簿の記載義務違反（運輸規則第４５条第２号）、（６）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）、（７）運行管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４８条の４第１項）	1	1
2	広尾タクシー有限会社（法人番号３４６０１０２００６８７９）代表者中野恒富	北海道広尾郡広尾町西１条７丁目１５番地	本社営業所	北海道広尾郡広尾町西１条７丁目１５番地	R5.4.25	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第２項　他６件	令和４年１１月１６日、長期未監査を端緒として監査を実施。８件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）点呼の実施義務違反（運輸規則第２４条第１項、第２項）、（３）点呼の記録義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（５）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（７）乗務員服務規律の制定義務違反（運輸規則第４１条）、（８）運行管理規程の制定義務違反（運輸規則第４８条の２第１項）	1	1
	以下余白									